学校法人日本リハビリテーション学舎 寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人日本リハビリテーション学舎(以下「本法人」 と称する。)と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を東京都小金井市中町二丁目22番32号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校(以下「学校」という。)を設置し、学校教育を行うことによって、リハビリテーション技術者を育成し、リハビリテーション技術の水準を向上させ、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 専門学校社会医学技術学院 医療専門課程

(収益事業)

第5条 本法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業 を行う。

リハビリテーション技術を活用した介護予防事業

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第6条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。 理事長の職を解任するときも同様とする。
- 3 理事会は、理事長以外の理事のうちから、理事総数の過半数の議決により 副理事長1名、専務理事1名を選定することができる。副理事長、専務理事 の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

- 第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 専門学校社会医学技術学院の学院長(校長)
 - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3人
 - (3) 学識経験者(校長又は評議員である者を除く。)のうち、理事会において選任したもの 3人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学院長(校長)又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、本法人の理事、職員(校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係等の制限)

- 第9条 本法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特別の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。
- 2 本法人の監事には、本法人の理事若しくはその親族その他特別の関係がある者又は職員が含まれることになってはならない。
- 3 本法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(役員の任期)

- 第10条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その 職務を行う。

(役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、 1月以内に補充をしなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3 以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会 の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員の報酬等)

- 第13条 役員の報酬等は、別に報酬に関する規程に定めるところによる。
- 2 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の 地位にあることのみによっては、支給しない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第 14 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長等の職務)

- 第15条 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。
- 2 専務理事は、事務局の統括を担当するとともに、理事長及び副理事長を補 佐して、本法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理

事会において定めた順位に従い、副理事長、専務理事がその職務を代理し、 又はその職務を行う。

(監事の職務)

- 第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 本法人の業務を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会 の招集を請求すること。
 - (6) 本法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

- 第19条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会は、定時理事会として毎年度5月及び3月に2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに 会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急 を要する場合は、この限りでない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事 全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議 長は、出席理事の互選によって定める。

- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の 過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。た だし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りで はない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合をのぞく ほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。
- 13 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決 に加わることができない。

(業務の委任の決定)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他本法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名又は記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第22条 本法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項 を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並 びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急

を要する場合には、この限りではない。

- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第21条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合に おいて、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した 評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議 員会の意見を聞かなければならない。
 - (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の 処分
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 寄附行為の変更
 - (5) 合併
 - (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (7) 収益事業に関する重要事項
 - (8) 寄附金品の募集に関する事項
 - (9) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、 又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第26条 評議員は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 2人
 - (2) 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 3人
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 10人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、本法人の職員の地位を退いたときは評議 員の職を失うものとする。

(任期)

- 第27条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第28条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

- 第29条 本法人に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関する重要事項について、随時的に、理事長の諮問に応じて必要な助言を行う。
- 4 参与は、本法人の業務のうち、理事長が理事会の同意を経て定めた特定事項の処理にあたる。
- 5 顧問の任期は、委嘱のときから2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 参与は、委嘱のときから第4項の特定事項の処理の終了まで、その任にあ

るものとする。

7 顧問及び参与の報酬等は、理事会で別に定めるところによる。

第6章 資産及び会計

(資 産)

第30条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第31条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
- 2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産 をいう。
- 4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむをえない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第33条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は 確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵 便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料

収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

- 第35条 本法人の会計は、学校法人会計により行う。
- 2 本法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及 び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものと する。

(予算及び事業計画)

第36条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、 理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。 これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第37条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第38条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を 求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 第39条 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
- 2 本法人は、前項の書類及び第 18 条第 3 号の監査報告書を事務所に備えて置き、本法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第40条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度 終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 本法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

(解 散)

- 第42条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 東京都知事の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては東京都知事の認可を、同項 第2号に掲げる事由による解散にあっては東京都知事の認定を受けなければ ならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 本法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。) における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3 分の2以上の議決により選定した学校法人(準学校法人を含む。) 又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第44条 本法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の 2以上の議決を得て東京都知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理

事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

- 第46条 本法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び 帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。
 - (1) 寄附行為
 - (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
 - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (4) その他本法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法令手続きの励行)

第47条 本法人(設置する学校を含む。)を管理するについて、法令の定める ところにより行うことの必要な申請・届けその他の手続きは、事案あるごと に、速やかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第48条 本法人の公告は、学校法人日本リハビリテーション学舎の掲示板に掲示して行う。

(施行規則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この寄附行為は、東京都知事の認可の日(平成31年4月1日)から施行する。
- 2 第 26 条第 1 項第 2 号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「本法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢 25 年に達するまでの間、「一般財団法人日本リハビリテーション振興会の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから」と読み替えるものとする。

3 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 (理事長) 宮 武 剛 理事 千鶴子 Щ 田 中 村 伴 子 理事 一雄 長 田 理事 小 林 達夫 理事 新田 國 夫 理事 令 子 矢 谷 理事 監事 立 道 肇 大久保 孝 彦 監事